

鈴鹿市告示第 87 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のように指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

鈴鹿市長 末松 則子

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次の表の基準値の欄に定めるとおりとする。

地域	基準値	
	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有	60 デシベル以下	55 デシベル以下

する道路に面する地域		
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 この表において車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、この表の基準値にかかわらず、特例として次の表の基準値の欄に定めるとおりとする。

基準値	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）
70デシベル以下	65デシベル以下

備考

- 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。
- 2 幹線交通を担う道路とは、次に掲げる道路とする。
 - (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあっては4車線以上の区間に限る。）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路
- 3 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとし、当該距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める距離とする。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル